

1 検 査 率 分 類 表

事業主 体 別	区 分	総 額		机 上		実 査		比 率			
		個 所 数 (A)	金 額 (B)	個 所 数 (C)	金 額 (D)	個 所 数 (E)	金 額 (F)	C/A	D/B	E/A	F/B
都 道 府 県	被 害 報 告	2,345	92,987,950								
	申 請 (M)	2,346	52,834,484	169	395,391	2,177	52,439,093	7.2	0.7	92.8	99.3
	決 定 (N)	2,337	46,691,723	167	367,943	2,170	46,323,780	7.1	0.8	92.9	99.2
	比 率 (N/M)	99.6	88.4	98.8	93.1	99.7	88.3				
市 町 村	被 害 報 告	3,039	28,865,023								
	申 請 (M)	3,036	19,613,352	871	1,537,277	2,165	18,076,075	28.7	7.8	71.3	92.2
	決 定 (N)	3,030	17,919,642	866	1,447,958	2,164	16,471,684	28.6	8.1	71.4	91.9
	比 率 (N/M)	99.8	91.4	99.4	94.2	100.0	91.1				
計	被 害 報 告	5,384	121,852,973								
	申 請 (M)	5,382	72,447,836	1,040	1,932,668	4,342	70,515,168	19.3	2.7	80.7	97.3
	決 定 (N)	5,367	64,611,365	1,033	1,815,901	4,334	62,795,464	19.2	2.8	80.8	97.2
	比 率 (N/M)	99.7	89.2	99.3	94.0	99.8	89.1				

- (注) 1、被害報告額は施行令第5条による報告額である。
2、申請額及び決定額は、内未成額を控除した金額である。(以下関係格表について同じ)なお、決定額は、国庫負担率算定の基礎となったものである。
3、「実査」とは、査定の際、直接被害現場を調査して決定したものであり、「机上」とは遠隔地等で直接現場を調査できないため、机上で資料により決定したものである。